主 文本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中五六〇日を原判決の刑に算入する。

理 由 本件控訴の趣意は、弁護人内藤隆、同清井礼司、同竹之内明、同山崎恵、同中下 裕子が連名で提出した控訴趣意書に、これに対する答弁は、東京高等検察庁検察官 宮崎徹郎が提出した答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用 する。

一 控訴趣意第一(法令適用の誤り等の主張)について。

1 爆発物取締罰則は違憲・無効であるとの主張について。

所論の要旨は、次のとおりである。

(一) 爆発物取締罰則は、形式的に無効である。すなわち同罰則は、明治一七年に太政官布告として制定されたもので、旧憲法下においては、あくていたにおいたものである。すなわち同罰則は、明治官官によいては、あくていたものである。なおでは、あしていたには、現憲法施行と同時に無効となったものである。なお、同罰則を含むことに、現憲法施行に伴う経過措置の法律である。なお、同罰則につるの命令は、現憲法施行に伴う経過措置の法律であることとされたが、つたのである。仮に自己の方である。仮に自己の方である。仮に自己の方である。仮にもその対けのである。仮にもその対けの方である。の実態等に照らすと、現憲法一个条、一三条、一二条、一九条、一九条、一三条、三六条等に反する内容を規定した勅令であつて、同罰則全体が現憲法九八条一項により無効である。

(二) また、同罰則は、実質的にも無効である。すなわち、同罰則の各条項に 共通する基本的構成要件である「治安を妨げる目的」という概念は極めて漠然とし ており、この点において罪刑法定主義に反しているばかりでなく、思想、信条の自 由を侵害するために利用される危険性は極めて高い。また、各条項の刑罰が苛酷で あり、しかも三条以下の各規定は、近代刑法の基本原理に全く相反するものである から、同罰則は、実質的にみても、憲法一一条、一二条、一三条、一四条、一九 条、二一条、三一条、三六条、三八条等に反する違憲無効のものである。

(三) 原判決引用の最高裁判所判例は、いずれも同罰則を合憲としているが、 弁護人は、原審において、これらの判例が変更されるべきであるとして、右(一) (二)の主張・理由を述べたのに、これになんらこたえることなく、具体的な理由 も示さずに、右判例を引用し、同罰則を適用した原判決には、判決に影響を及ぼす ことが明らかな法令適用の誤りがあり、理由不備の欠陥もある。 以上のようにいう。

しかしながら、右理由不備の主張は、それ自体刑訴法三七八条四号の事由にあたいるがら、右理由不備の主張は、それ自体刑訴法三七八条四号の事由にあたいるないことが明らかであるして、現憲法下にたものであって、現憲法施行の日においても大きであるものとしての対していたものであって、現憲法施行の日においても法律としての対力を保有していると解することをいうものと解することをなり、公共の安全と秩序を書はどでいるとと解しているとは、所定の目がを使用するなどので、その行為者がどのような思想信条の持ちない。同罰則の定める刑が残虐なと、同罰則の定める刑が残虐なと、同罰則の定める刑が残虐なと、同罰則の定める刑が残虐ないのであって憲法適否の問題をいると、同罰則の定める刑が残虐なと、同罰則の定める刑が残虐ないのほが明示している最高裁判所の各判決のほが明示していると、同判決が引用している最高裁判所の各判決のほか、最高裁判ので、日第三小法廷判決(同罰則及び同罰則不しているような法定刑を定めることは、原判決が引用している最高裁判所の各判決のほか、最高裁判の行為書にない、原判決が引用している最高裁判所の各判決のほか、最高裁判のである。その他所論にかんがみつぶさに検討してみても、同罰則及び同罰則一条、同二とは、所定が明論にない。

2 爆発物取締罰則に関する解釈が誤りであるとの主張について。

〈要旨〉論旨は、要するに、原判決は、爆発物取締罰則一条及び三条の目的の解釈 について、「治安を妨げ、又は〈/要旨〉人の身体財産を害する目的」をもつてしたと 認めるにあたつては、「爆弾の使用などした者がその際当該爆弾が爆発すれば危険な結果を生じるであろうという一般的抽象的な認識をもつていたと認められるだけではいまだ不十分であり、少くとも、ある程度不確定な部分があるにせよ具体的な つ特定の目標に対して用いることを前提に、未必的であつても爆発によつて生じる 具体的な加害結果を認識しながらそれをもあえて辞さず爆発させる意図をその際抱 いていたと認められることを要する。」と判示し、この解釈のもとに本件につき同罰則一条または三条を適用処断したが、同罰則の目的があるとするには積極的な意 図及び加害結果発生の確定的認識が必要であると解すべきであるのに、これに反す る原判決の右解釈は全く独自のものであつて到底是認されるものではなく、このよ うな誤つた解釈に基づく法令適用の誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかであ というのである。

こで検討してみると、同罰則一条及び三条は、「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産 ヲ害セントスル目的」(以下、便宜「加害目的」という。)を主観的構成要件要素とするいわゆる目的犯の規定であるとともに、このような目的に添う具体的な加害結果(以下単に「加害結果」ともいう。)の発生を要件としない、いわゆる危険犯の規定でもあつて、その立法趣旨は、同罰則一条及び三条所定の各所為が、それ自 体としては必ずしも常に危険なものであるとはいえない反面、行為者の心情が、前 記のような加害結果発生に向けられている場合には、危険性が極めて大であること このような心情を伴わない単なる火薬類の不法所持や不法消費あるいは 激発物破裂等の場合と区別し、自己の所為についての故意のほか、右のような「加 害目的」がある場合には、具体的な加害結果発生の有無にかかわらず特に重く処罰 することとして、このような所為を厳に禁圧しようとするにあるものと考えられ る。

このような立法趣旨に照らし、右「加害目的」があるというためには、行為者に おいて「加害結果」発生の可能性を単に認識するだけでなく、その心情として、 「加害結果」の発生を「意図」することが必要であり、その発生を希求し、意欲す る場合はもちろんのこと、これをよしとして認容し、あるいは少なくともやむをえないものとして受容する場合も、右の「意図」することにあたると解するのが相当

である(以下このような心情を「加害の意図」という。)。 もつとも、このような「加害の意図」は、唯一、排他的である必要はなく、実験・宣伝・脅迫等の他の「意図」と併存することを妨げないし、また、そのような他の「意図」が主たるもので、右「加害の意図」が従たるものであっても差し表表 ない(最高裁判所昭和四二年九月一三日第三小法廷決定・刑集二一巻七号九〇四頁

参照)。 更に、本件事案に即し、爆発物の使用の場合について考えると、人家の近くや街 要に、本件事業に即し、極光初の医用の場合についてった。こ、ハスング、、 路などで爆発物を使用するときは、「爆発」の性質上、治安を妨げることはもちろん、人の身体、財産に危害を及ぼすおそれが大きいのであるから、それが、本来は 他の「意図」で行われたとしても、特別の事情のないかぎり、常に副次的に人 は、他の「意図」で行われたとしても、特別の事情のないかぎり、 の身体財産に危害が及ぶことがあつてもあえて辞さない心情、すなわち「加害の意図」が併存しているとみるべきであり、このような場合も、右「加害目的」のある 場合にあたると解するのが相当である。

したがつて、「加害目的」があるといえるためには、常に「加害結果」発生に向

けられた積極的な意図が必要である、とすることはできない。 また、「加害結果」発生の確実性についての認識は、未来の事象に関する因果の 系列の予見の問題であつて、常に不確定要素を含むから、所論のように結果発生が 確定的であることの認識を要件とするときは、厳密にいえば、そのような要件の充 足はむしろ一般的にもありえないことに帰するであろう。現実にも、例えば本件の ように時限装置付爆弾を使用する場合、時限装置に爆発時刻をセットする時点と 場別では、 場理が爆発する時点との間には一定の時間的間隔があるから、その経過する間に情況の変化がありうるのであつて、目標自体は不動的な「財産」であつても、爆発以前に発見撤去され、あるいは爆弾自体、もしくは時限装置の不備ないし故障により不発に終るなどのことも考えられ、まして、目標が可動的な「人の身体」である場合には、「加害結果」の発生はいつそう不確実であるとしなければならないであろ

それゆえ、爆発物使用に関し、「加害目的」があるとするためには、 「加害結 果」発生の可能性があるとの考えのもとに、その発生を「意図」して爆発物を使用 したことが認められれば足り、それ以上に、「加害結果」の発生が確定的であると の認識を必要とするものではない。

所論指摘の原判示部分は、簡略なためやや明確性を欠くきらいがないではないが、その骨子は以上説示したところと同趣旨に帰すると解されるので、原判決に所論のような法令解釈の誤りはなく、論旨は理由がない。

ニ 控訴趣意第二、原判示第一事実(G製造事件)における理由そご、事実誤認の主張について。

1 まずーの論旨(理由そご)は、要するに、原判決は、罪となるべき事実第一において、「(被告人は、)Aから前記B作戦の話を再び聞かされ、同人においてはこれから製造する爆弾を右B作戦に用いる意図であることを知り、」と判示しながら、「被告人、弁護人らの主張等に対する判断」の第二の二の1においては第一の事実につき、被告人らが、「場合によつてはAがこれをC派の行なうB作戦で用い、警察官らを殺傷し又は交番などを破壊するのに役立てるであろうことをAがで用いながらその製造にあたつたものと認定できる。」としているのであるであることを被告人らの認識のしていたがらその製造にあたっな意図であることを被告人らが知っていたにといるのに対し、後者では、場合によってはAがそのような使用をするであろらかな理的していたにとどまっていたとしており、原判決には右の点において明らかな理由のくいちがいがある、というのである。

しかし、原判決は、右後者の説示部分の前で、「被告人らがその製造にあたりAの右のような説明や話を聞くことによつて、Aが爆弾の製造や使用等の目標としているところや、被告人らが自ら右各爆弾を使用しなければAがこれを持ち帰りB作戦において用いる意図であることを十分に理解し、」とも説示しているのであって、原判決が「被告人、弁護人らの主張等に対する判断」の第二の二の1において、原判決が「被告人、弁護人らの主張等に対する判断」の第二の二の1において、原判決が「被告人、弁護人らの主張等に対する判断」の第二の二の1において、原判決に所論の古記示はできます。ところと、罪となるべき事実第一の中の所論指摘部分のそれとの間に、実質的に著しいくいちがいがあるとは解されない。したがつて、原判決に所論のような理由のくいちがいがあるとは認められず、論旨は理由がない。

2 次に、二の論旨(事実誤認)は、要するに、被告人が、Aから作業の機動隊や交番に直接爆弾を投げつけ、警察の機動隊や交番に直接爆弾を投げつけ、これから場であることを事業では、のいる意図であることを実践し、おいて、D、E、FおよびAと意思相通じの活をあることを等にはおいて、D、E、Fおいる意図であることを等にはおいて、D、E、Fおいる意図であることを等にはおいて、D、E、Fおよび Aと意思相通じのは、おいて、D、E、Fおいるにおいて、D、E、Fおいる場所であるよどをは、C、Fおいる場所であるよどをは、C、Fおいる場所であるよどを表別である。というの体のは、ないうのである。というのである。というのである。というのである。というのである。というのである。というのである。というのである。というのである。

実に製造された二個の本件爆弾は、原判示第一のとおり、いずれも鉄パイプの外周に格子模様の刻み目を入れ、その中にダイナマイトを充填し、かつ多数の鉄釘片をも詰めたもので、鉄釘片等の飛散による殺傷効果をねらつた手投げ用のものであったとが認められる。そして「B作戦」が所論のような実体のない架空のものであったとは認められないところ、Aは本件爆弾を右作戦に使用する意図を有していたと、他方被告人自身も、他の共犯者らも捜査段階においてはそろって、本件爆弾はC派の「B作戦」に使用されるものと思つていた旨供述していることにかんがなると、被告人らは、爆弾製造の技術をAから習得することを主たる目的としている。当時、同人が本件爆弾を前記のような「B作戦」に使用する意図であることを十分知りながら、その趣旨に賛同し、同人と共同してことを製造したものと認めるのが相当である。

所論は、原審証人Aの供述には信用性がない旨主張するが、同供述は具体的かつ詳細であり、記憶がないか判然としない点はそのとおりに、また記憶を喚起して言正すべきは訂正したうえ、繰り返しなされた弁護人らの反対尋問に堪えておもいの供述内容に徴しても信用性を肯認することができるから、所論は採用でオといいまた所論は、本件爆弾は、まだ起爆装置がつけられておらず、ダイナマイトは、エール袋に包まれたままの状態で充填されている点からみて、使用を前提と「B作業のであることが明らかであり、このことからも、被告人には本件爆弾がとしまれるかもしれないとの未必的認識もなかつたことが首肯される場所である。しかし、起爆装置がつけられておらず、ダイナマイトの充填状態が所論のといるに、所論は独自の思考をあって採用のかぎりである。

さらに所論は、本件爆弾はつけられる起爆装置いかんにより手投げ式にも時限式にもなりうるのであるから、原判決がこれを手投げ式爆弾と認定したのは誤りであると主張するが、Aは、本件爆弾の製造にあたり時限装置については一言も触れていないばかりでなく、被告人らに対し、明治公園において手投げによつて使用されたものと同様の爆弾を製造してみせたのであるから、これが手投げ式爆弾であることは疑問の余地がなく、所論は採用できない。

とは疑問の余地がなく、所論は採用できない。 以上、要するに、被告人は、原判示のとおり、Aから爆弾を製造する技術を学ぶことにあわせ、治安を妨げるとともに警察官派出所の建物などを破壊し、警察官を殺傷するための爆発物を製造することを原判示共犯者らと共謀し、その共犯者らとともに、治安を妨げ、かつ人の身体財産を害する目的をもつて本件爆弾を製造した旨の原判決の認定は、これを是認することができる。原判決に所論のような事実誤認があるとは認められず、論旨は理由がない。

三 控訴趣意第三、原判示第二事実(J駅前派出所事件)における事実誤認の主張について。

論旨は、要するに、原判決は、原判示第二の事実につき、被告人が、共犯者らとの間で原判示」駅前派出所に爆弾を仕掛けることを決定し、同派出所内の警察さらの負傷の結果を伴うおそれがあると認識しながら、それをもあえて辞さず爆発さらる意図で、すなわち「人の身体を害する目的をもつて」爆発物を製造、使用し人ら認定したか、被告人らの爆弾闘争の目的、本件爆弾の威力とこれに対する被告人らの認識、設置場所及び爆発時刻を選定した当時の被告人らの具体的意思、理解内容等に徴すると、右各犯行時、被告人らには、右派出所内の警察官らの負傷の結果を伴うおそれがあるとの認識はなく、まして、それをもあえて辞さず爆発させるるがあるく、したがつて「人の身体を害する目的」を有していなかつたものであるから、この点において原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある、というのである。

しかし、人家の近くや街路などで爆発物を使用する場合は、それが本来他の意図で行われたとしても、特別の事情のないかぎり、常に副次的には人の身体財産に危害が及ぶことがあつてもあえて辞さない心情すなわち「加害の意図」が併存しているとみるべきであることは、前に説示したとおりである。その場合、使用する場がたまたま手投げ式のものであれば、人の不存在を確認して安全に爆発させることも場合によつては可能であろうが、時限式爆弾の場合は、そのようなことがほとんど不可能であり、爆発時に人がその近くにいて身体に被害を受ける具体的可能性ないし概然性は常にあるといつても過言ではない。たとえ爆発時刻を深夜にセットしても右の概然性が少なくなるだけのことである。この意味で、時限式爆弾の場合は、手投げ式爆弾の場合にくらべ、人身加害意図の副次的併存を否定することが、より困難であるとさえいえる。

これを本件についてみると、原判決が挙示する関係証拠を総合すれば、人身加害 意図の点を含め、原判示第二の各事実認定は優に是認することができるし、この点 に関し、原判決が「被告人、弁護人らの主張等に対する判断」の第二の二の2にお いて説示しているところ、すなわち、被告人らが本件爆弾を製造し使用した主たる 目標は、警察施設を物理的に破壊して、警察の権威を失墜させるとともに自己グループの存在も宣伝する政治的プロパガンダを行うことにあつたものの、本件爆弾は 客観的に相当の威力(爆発の結果、設置地点の同派出所西側窓下地表に漏斗孔状の 穴があき、同派出所の窓ガラスが破損し、更に鉄パイプの破片が道路向い側の商店 の鉄製シャッターを突き抜け、陳列中の缶詰の缶をも貫通。)があり、爆発の結果 飛散する破片などによつて少なくとも人に傷を負わせる能力を有するものであるこ 被告人は爆薬に関するかなりの理論的知識を修得しており、本件爆弾が右のよ うな能力を有し、爆発すれば人に危害を及ぼす客観的危険性があることを一応認識 していたこと、本件の爆発時には現に三名の警察官が爆発地点に近接した同派出所 休憩室で仮眠中であり、被告人らにおいても、爆発時刻に同派出所が無人であることを予期していたわけではなく、警察官が同派出所内にいることは当然の前提としていたことが認められるし、被告人らは警察施設の破壊を具体的な行為目標として いたものの、警察施設の破壊に際しこれに現在する警察官らになんらかの危害が及 んでも、一般人の場合とは異り、それまでも絶対に避けようという気持まではなか つたことがうかがわれるとして、これらの事実と本件爆弾を仕掛けた状況、仕掛けた場所、爆発の結果を総合し、なお被告人らの捜査段階における自白をも併せて考えると、被告人らは原判示第二の各犯行にあたり、本件爆弾の爆発により、同派出 所に居合わせた警察官らに少なくとも傷害の結果の生じる可能性があることは認識 しながら、そのような傷害の結果発生もあえて辞さず爆発させる意図で本件爆弾の 製造および使用を行つたことが認定できる旨説示しているところも、相当としてこ れを是認することができる。

所論は、警察官に対しても、身体加害の意図がなかつた論拠として、被告人らの本件爆弾闘争は、前記原判示の政治的プロパガンダを行うことが目標であり、そのためには警察官も含め人身加害の結果は絶対に避けなければならず、人の殺傷を目ざすC派の「せん滅戦」とは本質的に全く相反するものである。したがつて、原判決のいうように、同派の「B作戦」に呼応したものではないし、呼応しうるものでもなかつた旨主張する。

しかし、所論のような政治的プロパガンダを行う目的と「人の身体を害する目的」とは必ずしも矛盾するものとは解されず(殺害という世間を騒がせるような結果を惹起することこそ最大の宣伝であるとも考えられる。)、また所論のような政治的プロパガンダ闘争がC派の採る「B作戦」なる戦術路線と必ずしも併存し、相呼応しえないものでもないと考えられるうえ、関係証拠によると、被告人らは本件爆弾の製造および使用を、警察官の殺傷を主たる闘争形態として提唱するC派の「B作戦」に呼応して行つたものであることは明らかであるから、所論は前提において採用できない。

そのほか本件爆弾設置の場所や爆発時刻を選定したことなど、その余の所論指摘の点をつぶさに検討してみても、原判決の事実認定に誤りがあるとは考えられな

い。

論旨は理由がない。

四 控訴趣意第四、原判示第五事実(連続交番事件)における事実誤認の主張について。

そこで検討してみると、原判決挙示の関係証拠を総合すれば、所論「人の身体を害する目的」の点を含め、原判示第五の各事実認定は、優に是認することができ、この点に関し、原判決が「被告人、弁護人らの主張等に対する判断」の第二の二の4において説示するところも、相当として首肯できる。

4において説示するところも、相当として首肯できる。 すなわち、原判決も認定説示しているように、被告人らのした本件爆弾の製造及び使用の行為は、被告人らがJ駅前派出所の爆破に引き続き、同時多発の方式とともに世間を騒がせようともくろんだもので、警察施設の物理的破壊による的な宣伝効果を直接の目的としたものであつた。(これによれば、治安を妨げ、の財産を害する目的のあつたことは明らかである。)そして、本件爆弾が手投のの財産を害する目的のあったことは明らかである。)そして、本件爆弾が手投通ではなく時限式であり、一般通行人に対する被害を避けるため爆発時刻を人の話とんど途絶える午前二時としたことなどからみて、被告人らが人の死傷の結果をきるだけ避けたいという意向を有していたこともうかがわれないではない。しかし、政治的プロパガンダを行う目的と「人の身体を害する目的」とが必ずし

り、被告人らは、J駅前派出所事件の体験などから、右四個の本件爆弾の威力については十分認識していたものと推認される。 そして、被告人らは、都内の警察署または警察官派出所合計四か所に爆弾を仕掛けて午前二時ころ一斉に爆発させることの謀議を遂げ、そのために使用する爆弾として本件四個の爆弾を製造したものであること、そのうち前記(1)(2)の爆弾については、原判示のとおり、被告人自身がPとともにL派出所とM警察署を爆破するため使用したこと、以上の事実に爆弾を仕掛けた各場所や方法、さらには謀議の際、リーダーのDが、「爆弾をやる以上警察官を殺傷することにもなるが、それはしかたがないじやないか。」と話をまとめた旨の供述記載が、被告人の検察官に 対する昭和五五年四月――日付供述調書中にあることなどを併せ考えると、被告人らは本件爆弾の製造と使用においても、J駅前派出所事件の場合と同じく、副次的には、警察署や派出所の爆破に伴い金属破片等の飛散によつて警察官らに傷害の結果を生ずることがあつてもあえて辞さない心情、すなわち人身加害の意図があつたものと認めることができる。

そのほか、本件爆弾設置場所の変更や爆発時刻を深夜に選定したことなど、所論 指摘の点をつぶさに検討してみても、原判示の事案認定に誤りがあるとは考えられ ない。

論旨は理由がない。

五 控訴趣意第五、原判示第七事実(クリスマスツリー事件)における事実誤認等の主張について。

論旨は多岐にわたるが、要するに、次のとおりである。

(二) 原判決は、本件当時被告人らに「人の身体財産を害する」結果発生についての予見可能性があつたとして、「警察官らの爆弾の発見が遅れたりその処理が誤ったりすれば、傍らに多くの人たちの居合わせる中で爆弾を爆発させることとなり、爆発の結果、R派出所の建物などを破壊するとともに、同派出所内にいる警察官や爆弾の傍らに近寄つていた人々の生命を奪うに至るおそれの高いことを当然予見しえたはず」である、と判示しているが、右「警察官らの爆弾の発見が遅れたりその処理が誤ったり」することについて被告人らが予見し、または予見可能であったことにつき、原判決が根拠を一切示していないのは理由不備であり、原判決は破棄を免れない。

以上のようにいうのである。

しかし、右(二)の理由不備の主張は、それ自体刑訴法三七八条四号の事由にあたらないことが明らかであるし、原判決挙示の関係証拠を総合すれば、原判示第七の一、二の各事実認定は優に是認することができ、原判決が「被告人、弁護人らの主張等に対する判断」の第二の二の5において説示するところも、相当として首肯できる。

そして、原判示にもあるように、被告人らにおいても、理論上の計算はともか

く、過去の体験からして本件爆弾が相当の殺傷能力や破壊力を有するものであるこ とは十分に認識していたものと推認されるし、また、これを仕掛けた場所は警察官 の常駐するR派出所の側壁に近接した地面上であり、同派出所は、デパート「T」 前の交差点の角の車道と歩道に挾まれた位置にあつて新宿の繁華街の中にあるた め、そのそばを通る一般通行人は多く、特にクリスマスイブの午後七時すぎごろに は、かなりの人混みになることも十分認識していたことが明らかであるから、 ような時と場所で、本件爆弾が爆発すれば、同派出所の建物などの破壊はもとよ り、付近に居合わせた警察官や通行人らをほとんど確実に殺傷するおそれのあるこ

とを、被告人らとしては当然予見していたものと認められる。 そのような予見を持ちながら、あえてこのような時と場所を選び強力な時限爆弾 を仕掛ける者が、それでも人の身体財産に危害を及ぼす意図は全くないといえるた めには、みずからこれを撤去するか、これに匹敵するほど確実な危険防止措置を講 ずべきであつて、そうでないかぎり、原判示第二、第五のどの場合にも増して、人 の身体財産に対する「加害の意図」があつたとの強い推認を受けることは、むしろ 当然というべきである。

所論は、被告人が、前記のとおり、本件爆弾は、当時の警備警戒体制下では、警 察官または通行人によりすみやかに発見されるであろうし、仮にそうでなくても、 被告人らの新聞社に対する予告電話により、警察の手により確実に安全かつ適切な 対応措置がとられるものと認識していたのであつて、人身被害の結果は全く予見し ていなかつた、と主張する。

たしかに、本件当時、爆弾闘争に対する警察の警備警戒体制は、所論のように厳重を極めていたことがうかがわれるが、しかし、派出所勤務の警察官のいわゆる 「みまわり」が他の用務のため行われないことも当然ありうるし、そもそも本件爆 弾はクリスマスツリーに偽装され手提紙袋に入れて仕掛けられたものであり、当時 の時と場所柄通行人らがこれを見たとしても不審物であるとか爆弾であるとか気づ きにくい外観を呈していたのであるから、爆発予定時刻までの三、四〇分間に必ず

発見されるとはかぎらない。また、クリスマスイブの宵であるから、酔いの戯れに通行人などが位置を変えたり、持ち去ることも全くありえないことではない。 更に、所論の予告電話につき、当時の世情を十分考慮してみても、新聞社に予告電話をしたというだけでは、特に警察に通報するよう依頼でもしないかがり、いわゆるいたずら電話と間違われて警察に通報されないおそれがある。現に、本件においては、爆発の予告が新聞社から警察に通報されず、爆発直前まで爆弾が発見され なかつたのである。

仮に、所論が主張する被告人の予想どおり、新聞社にした予告電話が警察に通報 され、本件爆弾がすぐ発見されたとしても、爆弾を仕掛けてから爆発まで三〇分ないし四〇分間という短時間のうちにクリスマスイブでふだんより雑踏を極めている 宵のUR交差点において、大勢の歩行者を安全な場所に避難させるとともに、四方から陸続と往来する多数の車両を反転、迂回させ、同交差点の交通を完全に遮断し排除したうえ、所論主張のように本件爆弾を爆発させることは、多数の警察官の手 によつても容易でないことが明らかであり、安全に処理されないまま危険な状況の もとで爆発に至ることのありうることも、被告人らが捜査段階で認めているよう に、被告人らの予見の範囲内にあつたと認められる。

してみれば、被告人らは、本件爆弾の製造と使用においても、原判示第二、第五 の犯行におけると同じく、政治的プロパガンダを主たる闘争目標としており、一般 通行人に対する危害はできるだけ避けたいと考えていたとはいえ、副次的には、少 なくともR派出所などの警察施設が破壊されたり、爆弾を処理しようとしてこれに 近づく警察官らに死傷の結果が生ずることがあつてもあえて辞さない心情、すなわ ち人の身体財産に対する「加害の意図」があつたもの、また、警察官らに対する未 必的殺意があつたものと認めるのが相当である。

原判決に所論の事実誤認は認めることができず、論旨は理由がない。 六 控訴趣意第六、量刑不当の主張について。 論旨は、要するに、被告人に対し懲役二〇年の刑を定めた原判決の量刑は、重き に失し不当である、というのである。

そこで検討すると、本件は、被告人が、時限式爆弾等を製造、使用して警察施設 を破壊するとともに社会不安を醸成することにより、我が国に暴力革命の気運を盛 りあげていこうという考えから、仲間らとともに

治安を妨げ、人の身体財産を害する目的をもつて、四回にわたり、鉄パ (-)ィプにダイナマイトを充填した爆弾やダイナマイトを束ねた爆弾、更にはクリスマ スツリーに偽装した爆弾など合計八個の爆発物を製造し、そのうち三個をみずから 警察施設に仕掛けて爆発させ、R派出所に仕掛けたクリスマスツリー爆弾では、そ の爆発により警察官一名に瀕死の重傷を負わせたほか、受傷させた六名の通行人中 五名にもそれぞれかなり重い傷害を負わせ(殺人未遂)、これらの犯行の間に仙台 市にあるV施設にも多量のダイナマイトを用いた時限式爆弾を仕掛けて爆発させ、

(二) その間、爆弾闘争に使用するため、(1)ダイナマイト(一本五〇グラムのもの)約六〇本、アソホ(硝安油剤爆薬)約三〇〇グラム、電気雷管約五〇個、工業用雷管約五〇個、導火線二巻等を窃取し、(2)これら爆発物等を自己居室に隠匿所持し、

(三) 同様の目的で、(1)ダイナマイト(一本一○○グラムのもの)二二五 本を窃取し、(2)これを、共犯者宅に隠匿所持し、

以上の犯行後における逃走生活中、

(四) 法定の除外事由がないのに、単独で二か所において改造けん銃合計三丁、火薬類であるびよう打銃空包一二四発及び銃用雷管五個を所持した、という事案である。

石爆発物関係の犯行(原判示第一ないし第七)についてみると、被告人らが製造した爆発物は、いずれも爆発力の強烈なダイナマイトを用いた爆弾であり、Gで製造しAが持ち帰つた二個は手投げ式爆弾であるが、その余はすべて時限式爆弾であって、そのなかにはダイナマイトを数本使い、あるいは一〇本くらい使つて製造した強力な爆弾もあるところ、被告人は、これらの爆弾全部の製造に関与したうえ、みずから、V施設を爆破したほか、三個の時限式爆弾をすべて市街地の中の警察施設に仕掛けて爆発させ、また、クリスマスツリー事件の場合には、わざわざクリスマスイブの宵のUT前という人通りの多い場所、時間帯を選んで仕掛けることの共謀に関与しているのである。

被告人らは、政治的プロパガンダが主たる目的であつたとはいえ、いずれの場合も人の財産はもとより、人の身体に危害が及びかねないことを承知のうえ犯行に及んでいるのであり、かつ、爆発物の使用の態様も、時限式爆弾を紙袋に入れ、あるいは新聞紙に包んでさりげなく目標の派出所等の付近に置いてくるというもので、みずからは爆発による危険や検挙を避けつつ確実な爆発を期するという巧妙かつ卑劣なものであり、人間性を無視した、反社会性の極めて強い犯行というほかはない。

しかも、被告人らのした各爆発物の使用行為は、治安を妨げ、人の身体財産を害する危険性の高いものであつて、現に、J駅前派出所事件及びL派出所事件においては、目標の施設のみならず周辺の商店等にも物的被害が発生しており、また、M警察署事件やV施設事件においても、当然のこととはいえ、目標の施設に物的被害が生じており、クリスマスツリー事件では、建物が破壊され、付近のビルのショーケースやガラス戸、看板等が破損された等の物的被害にとどまらず、ついに原判示のとおり、警察官一名に加療六年六か月以上を要する右眼失明、左大腿切断、右下しており、警察官一名に加療で加療では、受傷させた無この市民六名中五名による雑骨折等の重篤な傷害を負わせたほか、受傷させた無この市民六名中五名によび加療ーか月から三か月に及ぶ重傷を負わせるという、重大な人身被害まで発生しており、これら一連の犯行が社会に与えた不安と衝撃の大きさは、測り知れないものがある。

また、本件犯行は、暴力革命、武装闘争を志向するDグループなる集団が、Dをリーダーとして、周到な謀議を重ね、各人の役割分担を決め、下見をするなどしうえ犯行に及んだ組織的、計画的なものであるところ、被告人がDに次ぐ指導的位にあつたとは即断できないにしても、被告人は、秋田大学の集中講義を受けるとして研究修得した爆弾製造技術を駆使活用し、爆弾製造の最高責任者として、各犯行に積極的、主動的に参加し、共犯者Eにも爆弾製造法を指導するなど極めて重要な役割を果したものであり、被告人の参加なくしては、一連の本件各爆弾の製造使用は困難であつたと言つても決して過言ではない(この点に関し、被告人の地位、役割はEに比し次第に低下して行き、クリスマスツリー事件においては、も、役割はEに比し次第に低下して行き、クリスマスツリー事件においてはに、とうてい採用することができない。)。

加えて、原判示第八の改造けん銃等不法所持の犯行も、かかる犯行に出た基盤に は爆弾の製造使用等の犯行におけるのと共通のものがうかがわれ、危険性も少なく はなく、その刑責も軽視することは許されない。

以上の点に関する原判決の判示は、いずれも相当として肯認できる。 したがつて、被告人らが爆発物の使用にあたり、爆発時刻を深夜とし、あるいは

予告電話を新聞社にかけるなどして、人身被害の発生をできるだけ回避しようと努力していたこと、クリスマスツリー事件の犯行も警察官らの身体に危害を加えるこ とを直接的な目的としたものではなかつたこと等犯情として参酌できる事情のほか、長期間にわたり身元を隠しながら各地を転々とする逃亡生活を送り、精神的に 苦しみながらも、逮捕されるころには周囲の人たちから相応の信頼を得る生活をし てきたこと、自己の犯した罪の重さを被告人なりに真剣に受けとめ、今後はかかる 行為に出ることなくみずからの社会的責任を果したいと考えるようになつており、 反省の態度も認められること、原審において、両親や弁護人を通じ被害者に対し慰 謝しようと努め、更に当審において、父親や弁護人を通じ一部被害者に対し謝罪と 慰謝の方法をとつたことなどを、できるだけ被告人のため有利にしん酌しても、以 上有利不利のすべての事情に被告人の年齢・身上関係、すでに刑に服している共犯 者らとの刑の均衡も総合考慮してみると、被告人に対し懲役二〇年の刑を定めた原 判決の量刑は、現在においても重すぎて不当であるとは考えられない(なおまた。 は、Aに対する懲役二〇年の科刑との不均衡を主張するけれども、同人に対する事件は、無この一般通行人をも被害者に巻き込んだクリスマスツリー事件を頂点とする一連の本件爆弾事件とは、事件の性格、内容、情状を異にしていると認められる から、両者の量刑を形式的に比較することは相当でない。)。

論旨は理由がない。

よつて、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、当審における未決勾留日数の 算入につき刑法二一条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 鬼塚賢太郎 裁判官 杉山忠雄 裁判官 苦田文一)